

第3節 騒音・振動について

騒音とは、人が聞いて好ましくない音の総称で、その大きさをデシベル（dB）で表します。

騒音に係る環境基準は、一般地域及び道路に面する地域について、それぞれ基準値が設定されています。

振動とは、人為的な地盤の振動により建物の振動を引き起こすなど、日常生活に影響を与えるもので、その大きさをデシベル（dB）で表します。

振動に係る環境基準はありません。

1 自動車交通騒音調査

① 自動車交通騒音常時監視（面的評価）

騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）に基づき平成24年度から市が実施することになりました。平成24年度に国に実施計画を提出し、25年度から実施するものです。市では国と協議し、平成25年度から市内5路線7区間をそれぞれ5年ごとに測定及び評価をしていきます。

平成27年度は一般国道16号の扇町屋交差点から小谷田交差点まで、及び一般国道299号バイパスの小谷田交差点から県道富岡入間線交差部までの区間を評価対象としました。

自動車騒音に係る環境基準の適合状況

調査年度	路線名	測定場所	評価対象 住居等戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
単 位											
H27	一般国道 16号	小谷田2- 1046-1先	141	99	70.2	29	20.6	0	0.0	13	9.2
	一般国道 299号 (バィパス)	小谷田3- 1158-3,-6先	317	263	83.0	6	1.9	0	0.0	48	15.1
H26	一般国道 463号	豊岡1-16-1	1,335	1,335	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
H25	主要地方道 川越・入間線	下藤沢846	390	339	86.9	40	10.3	0	0.0	11	2.8

なお、騒音に係る環境基準は次のとおりです。

地域の類型	該当地域	地域の区分	基準値	
			昼間	夜間
A地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する 道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※工業専用地域には適用されません。

※車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

※地域の指定は、平成 24 年 3 月 30 日入間市告示第 103 号によります。

道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路に近接する空間については、上表によらず次表が当てはまります。

区分	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～6 時
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

※近接する空間とは、道路端からの距離が、2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20mの区間をいいます。

※窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

②測定結果（点的評価）

1 地点で自動車騒音が要請限度を超えたため、市から道路管理者に対し、自動車騒音の低減を依頼しました。

（単位：dB）

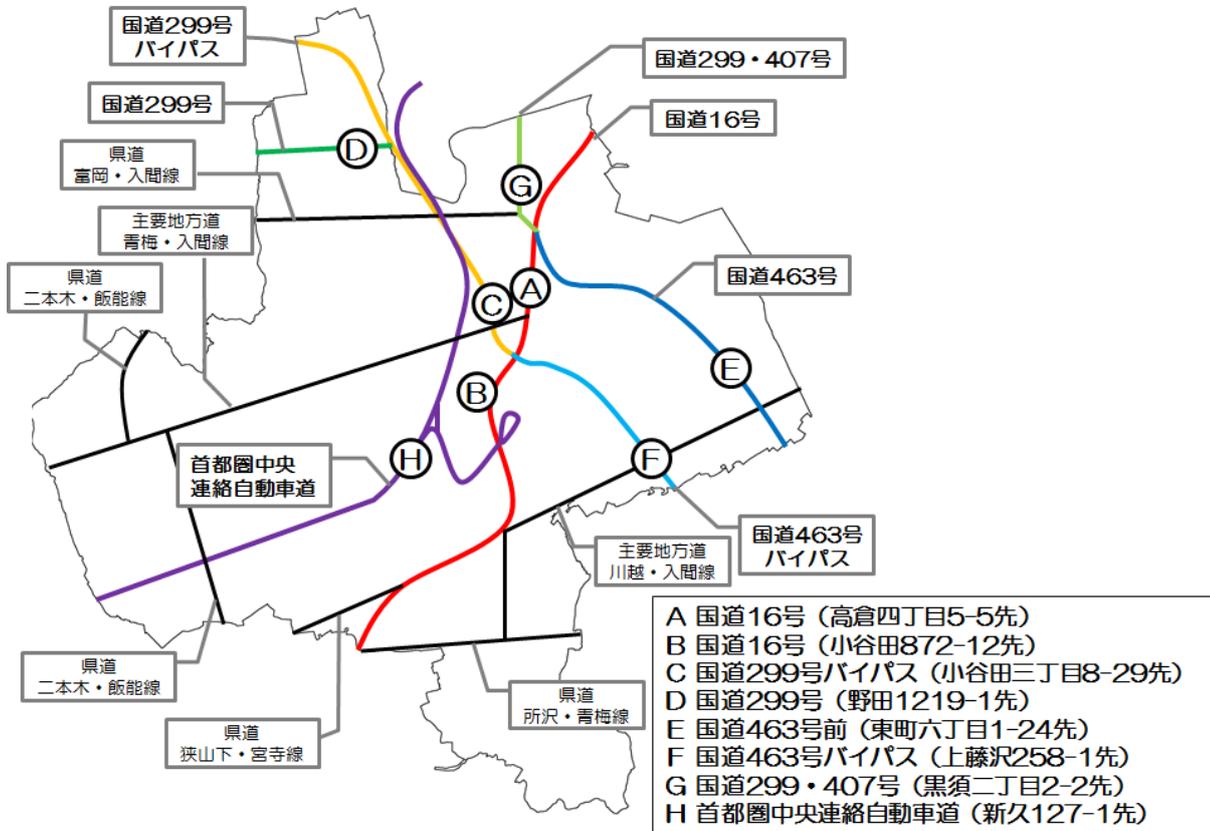
路線名	測定場所	時間区分	環境基準との比較			要請限度との比較		
			3 日間の 最大値	環境基準		3 日間の 平均値	要請限度	
一般国道 16 号	小谷田 2- 1046-1 先	昼間	72	×	70	72	○	75
		夜間	71	×	65	71	×	70
一般国道 299 号 (パ ^レ パス)	小谷田 3- 1158 -3,-6 先	昼間	73	×	70	73	○	75
		夜間	70	×	65	70	○	70

【表中の記号】○：基準を満足 ×：基準を超過

③自動車交通騒音調査（点的評価※平成24年度までのデータ）

平成24年度まで、主要道路における自動車交通騒音を把握するために、次の測定地点にて、各地点隔年で自動車交通騒音測定を行ってまいりました。平成25年度より自動車交通騒音常時監視を実施しているため、この調査は平成24年度で終了しました。

測定地点地図



※道路の線形は簡略化して表記しています。

・騒音測定結果の経年変化

各地点における騒音測定結果の経年変化は次のとおりです。表中の**色つき**の箇所は環境基準の超過を示し、**色つき及び太枠**の箇所は環境基準及び要請限度の超過（※参考としての比較）を示します。

ほぼ全ての地点にて、昼夜ともに環境基準を超過する状況が続いており、夜間には要請限度を超過している地点も多くみられました。

（単位：dB）

	環境基準	要請限度
昼間	70	75
夜間	65	70

(単位：dB)

年 度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
A	国道16号 (高倉四丁目5-5先)	昼 間	71	72	73	—	72	—	72	—	73	—
		夜 間	70	71	72	—	71	—	72	—	72	—
B	国道16号 (小谷田872-12先)	昼 間	73	71	—	73	—	73	—	74	—	75
		夜 間	73	72	—	72	—	73	—	74	—	74
C	国道299号バイパス (小谷田三丁目8-29先)	昼 間	74	74	76	—	71	—	73	—	74	—
		夜 間	73	73	74	—	69	—	72	—	72	—
D	国道299号 (野田1219-1先)	昼 間	73	72	—	72	—	72	—	72	—	71
		夜 間	71	71	—	68	—	68	—	68	—	71
E	国道463号前 (東町六丁目1-24先)	昼 間	69	68	68	—	69	—	67	—	67	—
		夜 間	67	66	67	—	68	—	67	—	67	—
F	国道463号バイパス (上藤沢258-1先)	昼 間	69	69	—	68	—	68	—	67	—	63
		夜 間	66	67	—	66	—	65	—	64	—	59
G	国道407号 (黒須二丁目2-2先)	昼 間	71	72	72	—	73	—	73	—	71	—
		夜 間	71	72	72	—	72	—	72	—	73	—
H	首都圏中央連絡自動車道 (新久127-1先)	昼 間	71	71	—	71	—	73	—	69	—	70
		夜 間	65	65	—	66	—	71	—	66	—	66

2 深夜営業騒音指導

入間市では、狭山保健所との連携により、食品営業許可の申請及び更新の際に、音響機器を設置する飲食店等に対して、埼玉県生活環境保全条例の深夜営業騒音規制に基づく騒音の指導を行っています。

指導件数の推移は次のとおりです。

(単位：件)

年 度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地区別件数	豊 岡	3	5	8	12	5	4	10	8	8	4
	東金子	0	3	1	2	2	1	1	1	0	1
	金 子	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	宮寺・二本木	2	0	1	0	0	0	0	1	1	1
	藤 沢	4	2	8	4	4	5	2	2	2	4
	西 武	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
合 計		10	10	20	20	12	11	13	13	12	10

3 航空機騒音調査（県実施）

埼玉県では、航空機騒音の現状把握と周辺対策のため、騒音測定調査を実施しています。以下で測定結果の一部を紹介します。

なお、環境基準は平成 24 年度までは WECPNL 値、平成 25 年度からは L_{den} 値を適用しています。そのため以下の表では、適用期間外の値は参考値として括弧書きとしています。

①横田基地〔測定局：入間市立金子小学校（入間市西三ツ木 150）〕

測定結果は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

平成 26 年度は基準を超過しましたが、平成 27 年度は基準を下回りました。1 日の平均騒音発生回数は横ばいで推移しています。

金子小学校

年 度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	環境 基準
騒音 発生 回数	総 数(回)	2,140	4,977	4,749	5,291	5,148	5,009	5,159	5,091	5,912	5,151	
	1 日平均(回)	13	14	14	14	15	14	14	14	16	16	
単発騒音暴露レベル パワー平均値 (dB)		-	-	-	-	-	-	-	92	93	91	-
L_{den} 値 (dB)		-	-	-	-	-	(57)	(58)	57	58	55	57
ピークレベルの 平均値 (dB [A])		-	84	85	85	84	85	87	-	-	-	-
WECPNL 値		71	71	72	72	71	72	73	(71)	-	-	70
測定日数 (日)		161	361	331	365	352	366	365	364	365	328	-

(埼玉県環境部 水環境課より)

②入間基地〔測定局：所沢市立宮前小学校（所沢市東狭山ヶ丘 6-2777-1）〕

測定結果は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

平成 25・26 年度は環境基準を超過しましたが、27 年度は超過しませんでした。また、ここ数年は 1 日の平均騒音発生回数は横ばいで推移しています。

所沢市：宮前小学校

年 度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	環境 基準	
騒音 発生 回数	総 数(回)	14,579	15,283	14,774	11,971	14,902	14,602	13,865	13,500	14,496	15,150		
	1 日平均(回)	40	42	41	41	41	40	38	37	40	42		
単発騒音暴露レベル レベル平均値 (dB)		-	-	-	-	-	-	-	91	91	90	-	
L _{den} 値 (dB)		-	-	-	-	-	(58)	(57)	58	58	57	57	
ピークレベルのレベル 平均値 (dB [A])		-	83	83	83	83	83	83	-	-	-	-	
WECPNL 値		72	73	72	73	73	73	72	(73)	-	-	70	
測定日数 (日)		365	366	365	295	365	366	365	365	363	366	-	

(埼玉県環境部 水環境課より)

第 4 節 悪臭について

悪臭とは、人が感じる不快なにおいの総称で、一般的には良いにおいと思われるものでも、強さや頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。

悪臭に係る環境基準は定められていませんが、入間市では悪臭防止法による臭気指数規制（人間の嗅覚を利用した規制）が行われています。入間市における規制の概要については次のとおりです。

・ 1 号基準（敷地境界における規制基準）

区域区分	基準値
A区域（B、C区域を除く区域）	臭気指数15
B区域（農業振興地域）	臭気指数18
C区域（工業地域・工業専用地域）	臭気指数18

・ 2 号基準（煙突等の排出口における規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式によって算出します。

・ 3 号基準（排出水中の規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式によって算出します。

悪臭調査

平成 27 年度は、2 事業所（1 事業所は 4 回、のべ 11 地点、もう 1 事業所は 1 回 2 地点）にて、悪臭の状況を確認するために測定を実施しました。その結果、同一の 1 地点で 2 回規制基準を超過しましたが、その後の測定では規制基準を下回りました。

第5節 地盤沈下について

地盤沈下は、地下水を過剰にくみ上げるなどの人為的な行為によって地盤が沈下するもので、建物が傾いたり、水道管などの地下埋設物が破損したりするなどの被害が生じます。

地盤沈下調査（県実施）

地盤沈下に係る調査は埼玉県が行っており、入間市内では4地点にて測定を行っています。以下に測定結果を紹介します。

平成23年度の調査にて、東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響と考えられる、広範囲の沈下が確認されました。その他の年度では、各地点とも、被害が生ずるほどの大きな変動（県では年20mm以上の変動を目安としています）はありませんが、細かな増減を繰り返しています。

（単位：mm）

調査地点	開始年	H18 ～ H19	H19 ～ H20	H20 ～ H21	H21 ～ H22	H22 ～ H23	H23 ～ H24	H24 ～ H25	H25 ～ H26	H26 ～ H27	H27 ～ H28	開始年からの 変動量	H28.1.1 の真高 T.P.(m)
入間市役所内 (豊岡 1-16-1)	S60	-1	-4	+6	-1	-7	-15	+1	+1	+4.4	-0.8	-46.7	105.8296
藤沢辻堂墓地裏 (下藤沢 474)	S48	-2	-3	+6	-2	-7	-12	+1	+2	+5.9	-2.2	-158.0	87.2472
神明神社境内 (上藤沢 642)	H17	-2	-1	+5	-4	-6	-12	+2	+1	+5.6	-1.0	-12.0	101.0775
宮寺交差点 (二本木 1175)	H17	-2	+1	+4	-2	-4	-12	+3	0	+6.4	+0.1	-5.3	127.1284

※T.P.：東京湾平均海面

第6節 ダイオキシン類について

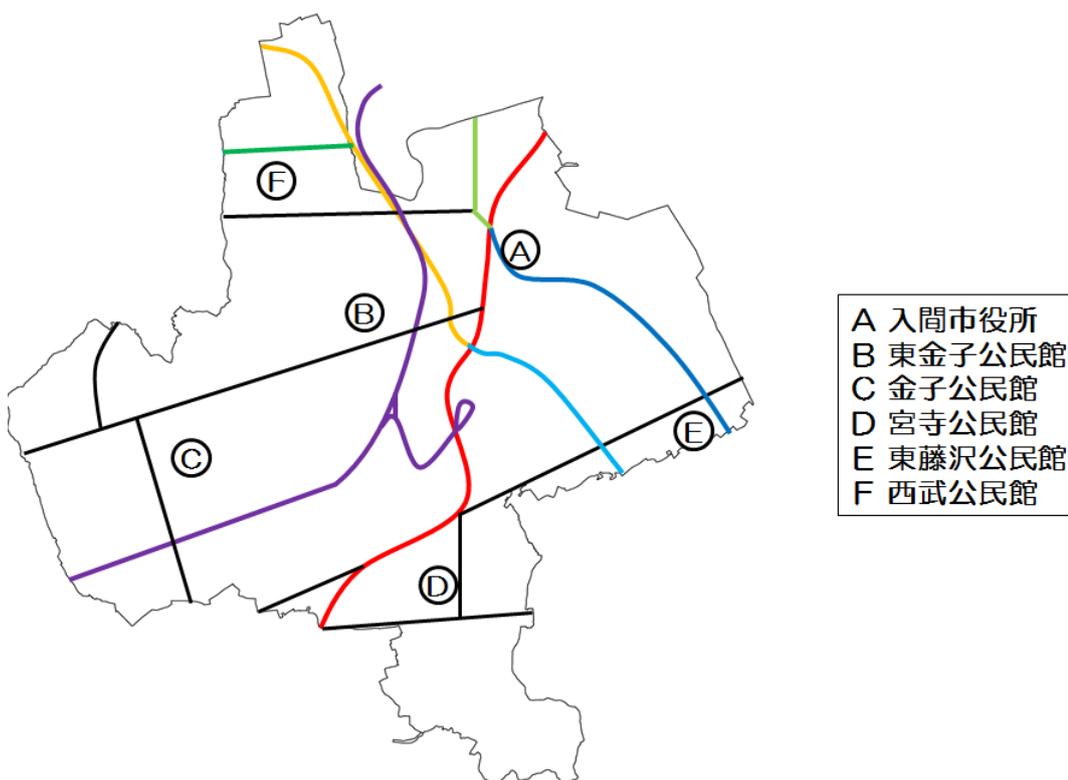
ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) からなる物質群の総称です。

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質、水底の底質及び土壌について定められています。

大気中ダイオキシン類調査

市内における大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、測定を行っています。測定地点は次のとおりです。これまでの調査結果が環境基準の10分の1以下で安定しているため、平成24年度から、「A 入間市役所」のみで測定を行っています。

測定地点地図



※道路の線形は簡略化して表記しています。

① 平成27年度測定結果

平成27年度は、夏季については平成27年8月24日～8月31日の7日間、冬季については平成28年1月7日～1月14日の7日間にて測定を実施しました。

測定結果は次のとおりです。結果は、大気中のダイオキシンの環境基準を大きく下回りました。

毒性換算濃度 (pg-TEQ/m³)

調査地点	H27 夏季	H27 冬季	H27 平均値	環境基準 達成状況	環境基準
A 入間市役所	0.011	0.027	0.019	○	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

② 測定結果の経年変化

測定結果の経年変化は次のとおりです。全地点にて、環境基準（年間平均値 0.6 $\mu\text{g-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）を大きく下回る状況が続いています。

毒性換算濃度（ $\mu\text{g-TEQ}/\text{m}^3$ ）

調査地点	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
A 入間市役所	0.041	0.037	0.051	0.028	0.033	0.030	0.022	0.015	0.022	0.019	—
B 東金子公民館	0.042	0.037	0.037	0.050	-	-	-	-	-	-	市中央
C 金子公民館	0.037	-	0.034	-	0.031	-	-	-	-	-	市西部
D 宮寺公民館	-	0.044	-	0.059	-	0.033	-	-	-	-	市南部
E 東藤沢公民館	0.041	-	0.049	-	0.034	-	-	-	-	-	市東部
F 西武公民館	-	0.049	-	0.031	-	0.024	-	-	-	-	市北部
平均値	0.040	0.042	0.043	0.042	0.033	0.029	0.022	0.015	0.022	0.019	

第7節 空閑地の保全について

空閑地の保全については、入間市空閑地の環境保全に関する条例に基づき、所有者または管理者に対して適正管理をお願いしています。

第8節 電波障害について

電波障害については、入間市生活環境の保全に関する指導要綱に基づき、建築主等に対して、建築物により電波障害の発生が予想される地域について、受信状況の調査や発生予測図の提出を求めています。また、万が一障害が発生した場合は、速やかに障害除去対策をとるよう求めています。